

【子ども政策課】教育委員会の名義使用申請にかかるご案内

1 子ども政策課への共催・後援申請の対象内容

主に未就学児が対象の事業であるもの

2 共催・後援申請の流れ

(1) 提出書類 <申請団体→子ども政策課>

ア 初めて申請される事業の場合

- ① 申請書 (様式1)
- ② 事業計画書 (様式2)
- ③ 収支予算書 (様式3)
- ④ 会則その他これに類するもの
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ その他
 - ・ 団体の活動内容・実績が分かるもの
 - ・ 今回申請する事業のチラシやパンフレット類
(未完成の場合は、過去のものでも差し支えありません)

※ 共催・後援申請を希望される団体で、初めて申請される事業の場合は、足立区役所への来庁日時を調整のうえ、子ども政策課窓口で「団体及び申請事業の概要」の話を聞かせていただきます。

イ 2回目以降の申請事業の場合

- ① 申請書 (様式1)
- ② 事業計画書 (様式2)
- ③ 収支予算書 (様式3)
- ④ その他 (今回申請する事業のチラシやパンフレット類)

(2) 審査時における確認連絡 <子ども政策課→申請団体>

上記(1)提出後の審査時において、内容確認の連絡や追加の資料提出をお願いする場合がございます。

(3) 結果通知 <子ども政策課→申請団体>

上記(2)の審査完了後、承認した場合は「承認通知書」を、または承認しない場合は「不承認通知書」を、申請団体に送付いたします。

【担当】 子ども家庭部 子ども政策課 管理係

電話 03-3880-5445

E-mail kosodate@city.adachi.tokyo.jp